

京浜地区（東京港、横浜港）
次期Sea-NACCS勉強会
報 告 書

（次期Sea-NACCSを利用した港湾における業務の効率化を目指して）

独立行政法人 通関情報処理センター東日本事務所

平成20年5月

は し が き

平成20年10月稼働予定の海上貨物通関情報処理システム（以下「次期Sea-NACCS」といいます。）においては、川上から川下への一連の業務処理を、物流に沿って、適時、適切に実施していただくことが、現行Sea-NACCS（平成11年10月から稼働している海上貨物通関情報処理システムのことをいいます。以下同じ。）に増して重要となります。このため、関係業界の利用者（利用予定者を含みます。）に、業務の前後関係を認識していただいた上で、業務処理の具体的内容を十分に理解していただくことが必要となります。

また、実際の業務処理においては、運用で対処する部分も多々あると考えられ、このためのルールを関係業界（業会）間において事前に取り決めておくことが、次期Sea-NACCSを円滑に稼働させるために必要であると考えます。

このため、平成19年5月から平成20年1月までの間、京浜地区（東京、横浜）において、「次期海上NACCS勉強会」を開催しました。

この勉強会においては、次期Sea-NACCSを利用した業務処理を行う上で、「どのような運用上の問題があるのか」、「どういうところに改善を加え、ルールを作っていかなければ上手く業務が流れないのか」といった観点に立ち、現行Sea-NACCSを利用した業務処理における運用面を含めた問題点の整理及び改善方策の検討を中心として取り組んでまいりました。この検討においては、関係業界の代表の方々の協力を得て、税関及び事務局（通関情報処理センター）から次期Sea-NACCSにおける業務処理内容について説明を行い、関係業界から数度に亘りヒアリングを実施し、税関、関係業界の代表の方々と事務局が一体となって検討を行う形式により勉強会を行ってまいりました。

本報告書は、この勉強会における検討結果に基づき、次期Sea-NACCSを利用した港湾における業務の効率化を目指して、次期Sea-NACCSを利用した業務を行う上における運用上の改善策についての提言を取りまとめたものです。

最後に、関係業界において、本報告書における改善策に基づき、更に検討を深めていただき、次期Sea-NACCSを前提とした業務処理を定着させ、港湾における国際物流の効率化・迅速化が促進されることを期待しております。

本報告書は、以下の関係者のご協力により作成しました。

京浜海運貨物取扱同業会、東京税関保税会、横浜税関保税会、東京通関業会、横浜通関業会、東京税関、横浜税関（順不同）

目 次

頁

1. Sea-NACCS の機能	1
2. 次期 Sea-NACCS における改善点	2
3. 現行 Sea-NACCS を利用した港湾における業務処理の問題点	3
4. 次期 Sea-NACCS を利用した港湾における業務の効率化を目指した改善	7
別紙 1 次期 Sea-NACCS の主な変更点	13
別紙 2 次期 Sea-NACCS 業務フロー（コンテナ貨物）輸出業務フロー	15
別紙 3 現行 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル 1	24
別紙 4 現行 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル 2	25
別紙 5 現行 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデルの説明	26
別紙 6 次期 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル	29
別紙 7 次期 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フロー改善案	30
別紙 8 次期 Sea-NACCS に係る Q & A	
(1) Q & A（全国編）について	31
(2) Q & A（京浜地区編）について	34
別紙 9 輸入申告中のコンテナ検査貨物の流れ	36

1. Sea-NACCSの機能

Sea-NACCSは、通関等の税関手続等をオンラインで処理するとともに、輸出入貨物の物流に沿った貨物情報管理等をオンラインで処理する官民共同利用システムです。

Sea-NACCSの機能は、大きく分けて次の3つの機能に分類されます。

(1) 貨物情報を管理するプラットフォーム・システムとしての機能

Sea-NACCSは、輸入にあつては船舶入港前の貨物情報の登録、貨物の港への到着から国内への引取りまで、輸出にあつては輸出者等による貨物情報の登録、貨物の保税地域への搬入から船舶への積載までの一連の流れに沿った貨物情報を、データベースによって管理する港湾における国際物流のプラットフォーム・システムとしての機能を有しています。

Sea-NACCSの貨物情報管理においては、利用者それぞれが貨物の流れに沿って一連のSea-NACCS業務を川上から川下へ順次、適時、適切に行うことにより、Sea-NACCSが関係業界を横断的に貨物情報管理することとなります。

これにより貨物が今どこにあるのか、貨物の状況はどのようになっているのか等について、利用者はSea-NACCSに対して貨物情報照会等を行うことで瞬時に把握することができ、電話等による貨物状況照会等は不要となり、業務処理の効率化を図ることができることとなります。

また、利用者の自社システムで貨物情報等を管理する場合においては、Sea-NACCSからの貨物情報等を自社システムに取り込み利用することにより、業務処理の効率化を図ることができるようになっています。

(2) 税関手続等の行政手続システムとしての機能

Sea-NACCSは、船舶の入出港手続、輸出入申告等の税関手続、他法令手続等をオンラインにより迅速かつ的確に処理する行政手続システムです。これにより、申告者等は、税関等に赴くことなく、各種申告・申請等を電子情報によりペーパーレスで行うことができます。

(3) 情報伝達システムとしての機能

Sea-NACCSは、種々の情報を利用者相互に交換する情報伝達システムとしての機能を有しています。Sea-NACCSにおいては、次の方法により情報伝達を処理してい

ます。

① 非同期電文による情報伝達

Sea-NACCSは、送信者と受信者との間における電文のやり取りを原則としていますが、送受信者間でやり取りされる電文を処理して送受信者以外の関係する利用者に対しても同時に情報を配信する、非同期電文による情報伝達を行っています。これにより、1つの業務における1度の入力により複数の関係者に必要な情報を同時に送信することができ、利用者の業務処理の効率化を図っています。

非同期電文による情報伝達の例としては、輸出貨物情報をSea-NACCSに登録することにより、登録された搬入予定保税地域へ搬入予定貨物情報が自動的に送信され、訂正された場合も訂正情報が自動的に送信されます。また、輸入申告の場合の輸入許可情報は申告者に送信されるとともに、貨物が蔵置されている保税地域にも輸入許可された旨が自動的に送信され、利用者における搬出業務等の効率化を図っています。

② 照会業務による情報伝達

Sea-NACCSにおいては、貨物情報照会等の各種照会業務（情報呼出業務を含みます。）を提供しており、川上の利用者が登録した貨物情報等を川下の利用者が照会することにより利用者間の情報伝達が行えるようになっています。

例えば、Sea-NACCSにおいて、船会社が登録した積荷目録情報は、予め登録されたコンテナヤード（以下「CY」といいます。）であれば、積荷目録情報を照会することによりCYの自社システムへ取り込めるようになっており、これにより、船会社からCYへの積荷目録の情報伝達を行っています。

③ 個別業務処理による情報伝達

Sea-NACCSにおいては、例えば、コンテナ引取予定情報通知業務（CYに対してコンテナの引取予定を通知する業務です。）等のように、利用者間の情報伝達を目的とした個別業務を提供しています。なお、このような業務においても入力業務の軽減化等のため、Sea-NACCSに蓄積されている情報等において、利用できる情報については、自動的に補完するなどの仕組みを提供しています。

2. 次期Sea-NACCSにおける改善点

次期Sea-NACCSは、平成20年10月の稼働開始を目指して、開発が鋭意進められており、平成20年7月から、最終的な機能確認試験として、全利用者が参加して行う総

合運転試験が予定されています。

次期Sea-NACCSにおけるコンセプトは、

- ① 一連の物流情報の管理（港湾における情報化の推進）
- ② 参加者の拡大（輸出入者（荷主）、海貨業、混載業（NVOCC））
- ③ 国際物流関係者の全員参加を前提とした開発

です。

このコンセプトに基づき、次期Sea-NACCSにおいては、利用者の要望を踏まえ、現行Sea-NACCSにおいて改善すべき点を可能な限り改善し、業務を整理合理化するとともに、港湾における業務処理の流れに沿った新しい機能を随所に盛り込んでいます。これにより、Sea-NACCSの3つの機能である

- ① 貨物情報を管理するプラットフォーム・システムとしての機能
- ② 税関手続等の行政手続システムとしての機能
- ③ 情報伝達システムとしての機能

が大幅に強化されることとなります。

次期Sea-NACCSにおける主な変更点については、別紙1「次期Sea-NACCSの主な変更点（輸出）」及び「次期Sea-NACCSの主な変更点（輸入）」を参照してください。

また、次期Sea-NACCSにおける輸出業務フロー（コンテナ貨物）については、別紙2「次期Sea-NACCS業務フロー（コンテナ貨物）輸出業務フロー」を参照してください。

3. 現行Sea-NACCSを利用した港湾における業務処理の問題点

次期Sea-NACCSにおいては、前記2のとおり種々の改善が図られ、現行Sea-NACCSに比し、3つの機能が大幅に強化されることとなります。

しかしながら、本勉強会において関係業界からヒアリングを行ったところ、現行Sea-NACCSにおいて、次の様な状況があり、利用者において現状のままの業務処理を行っていても、次期Sea-NACCSが導入されたとしても、そのメリットを利用者が最大限享受することができないのではないかとの意見が多く寄せられました。

(1) 現行Sea-NACCSにおける関係者の原則全員参加の不実現

現行Sea-NACCSにおいては、導入当初、関係者の原則全員参加を前提としたシステムとすることをコンセプトとして開発されましたが、システムの一部不具合、システムを前提とした業務処理に対する不習熟等による混乱が要因となり、川上において貨物情報が登録されても、それを利用せずに輸出入通関等の後続業務を独立して実施することができるシステムとなっています。また、現在の港湾における業務処理においては、現行Sea-NACCSによる業務が行われているものの、未だ現行Sea-NACCSが導入される前と同様のペーパーによる業務処理が併存して行われている実態があり、現行Sea-NACCSに参加しなくてもペーパーに基づく業務が従前どおり行える状況にあります。また、現行Sea-NACCSにおいてもこのような現状を踏まえ、これに合わせた業務処理体系となっているところがあります。

また、現行Sea-NACCSにおける業務種別が、船会社・船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業の各種別となっているため、港湾業務において貨物情報を取り扱っている主体である海貨業、混載業(NVOCC)、荷主(輸出入者)が参加していない、又は、参加していても業務が不明確となっています。

このため、東京、横浜、神戸、大阪、名古屋、北九州・博多の6大港等においても、現行Sea-NACCSへの参加率は高くなってきつつあるものの、未だ参加していない事業者が多く存在しており、港湾における情報化を前提とした業務処理が実現していない状況にあります。

(2) 自社システムによる情報管理と現行Sea-NACCSにおける情報管理の二元化

利用者にとっては、現行Sea-NACCSから各種情報を取り込み、また、自社システムの業務により入力された情報を利用して現行Sea-NACCSへ自動的に情報を送信する等、自社システムと現行Sea-NACCSとの連携を図り、輸出においては、現行Sea-NACCSへの輸出貨物情報の登録を必須とし、その情報を前提として、社内における保税部門、海貨部門、通関部門、営業部門等の業務連携を図り、効率的に業務を処理している事業者が存在しています。

一方、他の利用者にとっては、自社システムと現行Sea-NACCSとの連携は一部に留まり、自社システムによる業務処理は従前の形態のまま行っており、自社システムへの入力と現行Sea-NACCSへの入力が二度手間となっている事業者も存在しています。

このように、利用者の自社システムと現行Sea-NACCSとの連携については、利用者間でその程度が相違しており、現行Sea-NACCSを前提とした港湾全体としての情報化が十分に機能していない実態があります。

また、輸出において、自社システムにおける貨物管理キー番号は入庫管理番号等となっており、現行Sea-NACCSにおける貨物管理キー番号である輸出管理番号(現行Sea-NACCSにより自動付番)とのリンケージが図られていないために貨物情報等の一元管理が行えていない実態もあります。なお、現行Sea-NACCSから配信される保税管理情報には、輸出貨物情報登録業務において登録される入庫管理番号が反映されていないため、自社システムにおける情報と現行Sea-NACCSの情報の完全なリンケージが図られない実態もあります。

(3) 他社の保税蔵置場への輸出貨物の搬入における搬入確認手続等の不統一

利用者にとっては、輸出において、自社限りで、保税蔵置場への搬入、通関、ドックレシート(以下「D/R」といいます。)の作成等を一貫して行う場合においては、各社それぞれ社内ルールを定め、自社システムと現行Sea-NACCSとの連携を図り、業務処理を行っているのが実態として多くなっています。

一方、輸出において、混載貨物を扱う保税蔵置場(CFS)や共同蔵置場等の他社が管理する保税蔵置場へ貨物を搬入する場合に、

- ① 搬入された貨物の搬入確認のための手続
- ② 搬入貨物に係る個数、重量、容積等の検量結果の通知手続

が、統一されておらず、現行Sea-NACCSに登録された輸出貨物情報を利活用することなく、現行Sea-NACCSが導入される前と同様に、それぞれの保税蔵置場毎にまちまちな手続をペーパーにより行っており、業務処理が非効率となっています。

また、輸出貨物の保税蔵置場への入庫確認は、保税蔵置場が発行する入庫報告書(ペーパー)に基づき行われており、当該報告書には保税蔵置場の入庫管理番号等しか記載されておらず、現行Sea-NACCSで払い出された輸出管理番号との関連付けがなされていないため、手作業により当たりをつけて、入庫報告書と輸出貨物のリンケージを行っているのが現状です。

更に、貨物の保税蔵置場への搬入前に、現行Sea-NACCSに輸出貨物情報を登録した場合で、搬入時の検量結果において、個数、重量、容積等に差異が発生した場合(相当程

度の差異件数が発生しているのが現状である。)は、現行Sea-NACCSに登録した輸出貨物情報を訂正する必要がありますが、現行Sea-NACCSにおいては、登録されている輸出貨物情報を一旦取消し、新たに変更後の輸出貨物情報を登録しなければならず、輸出管理番号が新たに付番される仕組みとなっています。このため、当初に登録した輸出貨物情報の輸出管理番号との一貫性が確保されないといった問題もあります。

以上のような状況において、海貨業・通関業は、保税蔵置場からの入庫報告書に基づき、手作業により貨物の搬入を確認するとともに検量結果を把握した後に、輸出申告を行う直前に、現行Sea-NACCSに輸出貨物情報を登録する運用を行っており、現行Sea-NACCSにおける

- ① 貨物情報を管理するプラットフォーム・システムとしての機能
- ② 情報伝達システムとしての機能

が活用されていない状況にあります。

(4) CY等に対する輸出許可書、ドックレシート等のペーパーによる提出の併存

現行Sea-NACCSを利用したD/Rの情報化率は、向上しつつあるものの、全国平均で50～60%程度となっており、未だ情報化は十分に進展していない状況にあります。

このため、CYへのコンテナの搬入に際し、D/R、CLP（コンテナ・ロード・プラン：CLP情報は、現行Sea-NACCSでは業務対象外となっています。）等をペーパーにより手渡ししており、現行Sea-NACCSによる情報での送付とペーパーによる送付が混在しており、非常に非効率な業務処理を行っている現状にあります。

また、現行Sea-NACCSにおいては、輸出貨物情報（輸出許可情報）とコンテナ番号の関連付けを行うバンニング情報登録が行われていない場合があり、CYにおける船積確認登録においてコンテナ内の貨物が全て輸出許可となっているか確認できない場合があります。このため、CYにおいては現行Sea-NACCSで出力された輸出許可書の写し等をペーパーで提出させているところがあります。なお、混載貨物においても、保税蔵置場（CFS）の一部において同様に輸出許可書の写し等を提出させているところがあります。

(参考) 現行Sea-NACCSを利用した業務実態については、

別紙3 「現行Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル1」

別紙4 「現行Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル2」

別紙5 「現行Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデルの説明」

を参照してください。

4. 次期Sea-NACCSを利用した港湾における業務の効率化を目指した改善

前記3における問題点を踏まえ、本勉強会においては、次期Sea-NACCSを利用した港湾における業務の効率化を目指して、次のような業務処理の改善を提案するものであり、今後、この改善案に基づき、関係業界において更に検討を深められ、次期Sea-NACCSを前提とした業務処理を定着させ、港湾における国際物流の効率化・迅速化を図る必要があるとの結論を得たものであります。

(1) 次期Sea-NACCSにおける関係者の全員参加

次期Sea-NACCSにおいては、前記したとおり

- ① 一連の物流情報の管理（港湾における情報化の推進）
- ② 参加者の拡大（輸出入者（荷主）、海貨業、混載業（NVOCC））
- ③ 国際物流関係者の全員参加を前提とした開発

のコンセプトに基づき、貨物情報登録を前提としたシステムとなっており、一連の物流情報が切れ目なく川上から川下へ連携されていくこととなります。このため、輸出においては、輸出貨物情報登録及びバンニング情報登録を必須としているところです。

したがって、国際物流関係者の皆様には、次期Sea-NACCSのコンセプトを十分認識していただき、多くの事業者に参加していただき、港湾における情報化を推進し、効率的な業務処理の実現を目指すこととします。

(2) 自社システムによる情報管理と次期Sea-NACCSによる情報管理の連携促進

利用者の自社システムにおける情報管理と次期Sea-NACCSによる情報管理の連携を促進することにより、両システムにおける二重入力を可能な限り削減するよう努めることとします。

これについては、自社システムの開発において、次期Sea-NACCSにおける業務処理、EDI処理における十分な理解が必要であることから、通関情報処理センターにおいても、自社システム利用者に対する指導・相談等を積極的に行うこととします。

また、輸入については、自社システム及び次期Sea-NACCSにおける貨物管理キーがオーシャンB/L番号、ハウスB/L番号及びコンテナ番号であることから、現状におい

ても両システムの連携を図ることは容易ですが、輸出において、自社システムへの情報登録における貨物管理キー番号が入庫番号等であり、次期Sea-NACCSは、現行システムと同様に輸出管理番号を貨物管理キー番号としていることから、これら双方の連携を図るために、後記（3）のとおり運用を統一的に行うことが必要であると考えます。

（3）他社の保税蔵置場への輸出貨物の搬入における搬入確認手続等の統一

次期Sea-NACCSにおける輸出において、混載貨物を扱う保税蔵置場（CFS）や共同蔵置場等の他社が管理する保税蔵置場へ貨物を搬入する場合に、

- ① 搬入された貨物の搬入確認のための手続
- ② 搬入貨物に係る個数、重量、容積等の検量結果の通知手続

について、自社が管理する搬入貨物情報とSea-NACCSの貨物情報をリンクさせるためSea-NACCSの輸出管理番号がキーとなることから、海貨業、通関業は、輸出貨物情報を入手した後、可能な限り早期に次期Sea-NACCSへ輸出貨物情報を登録し、これにより払い出される輸出管理番号を次に示す統一運用により貨物搬入先の保税蔵置場へ通知し、保税蔵置場が発行する入庫報告書にも輸出管理番号を記載することとし、入庫管理番号と次期Sea-NACCSで払い出される輸出管理番号を常にリンクさせた業務処理を行うこととします。

なお、次期Sea-NACCSにおいては、登録された輸出貨物情報の個数、重量、容積等を変更した場合でも、当初に払い出された輸出管理番号は変更されず、同一の輸出管理番号を一連の業務が終了するまで継続して利用できるようになっています。

これにより、次期Sea-NACCSを利用した業務処理の統一を図り、港湾における効率的業務処理を確立していくこととします。

【統一的運用】

別紙6「次期Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル」及び別紙7「次期Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フロー改善案」を参照してください。（以下本文中の丸付き数字は、別紙6の流れと一致しています。）

- ① 次期Sea-NACCSにおいては、輸出者（荷主）が新しく利用業種として加わることから、輸出しようとする貨物の船積指図書情報（以下「S/I情報」といいます。）を登録し、当該情報を関係者へ通知することが可能となります。

S/I情報が登録された場合は、次期Sea-NACCSより「NACCS-S/I番号」が自動的に払出されるとともに、通関を依頼する予定の通関業、船積業務を依頼する予定の海貨業、並びに貨物を搬入する予定の保税蔵置場へそれぞれ次期Sea-NACCSから『船積指図書(S/I)情報』が配信されます。

- ② 海貨業・通関業は、上流情報としてS/I情報が登録された場合は、「ECR11」業務で当該情報を呼出し、上流情報を活用し「輸出貨物情報登録(ECR)」業務(必須)により輸出貨物情報を登録します。
- ③ S/I情報が登録されていない場合、海貨業・通関業は、S/I等に基づき「ECR」業務により輸出貨物情報を登録します。なお、貨物が「ECR」業務後に搬入先保税蔵置場に搬入される場合は、「入庫管理番号」がまだ付番されていないため、「ECR」業務の入庫管理番号欄は空欄となります。

次期Sea-NACCSへ「ECR」業務により輸出貨物情報が登録された場合は、次期Sea-NACCSによって「輸出管理番号」が自動的に払い出され、「ECR」業務により輸出貨物情報を登録した海貨業又は通関業、並びに貨物を搬入する予定の保税蔵置場へそれぞれ次期Sea-NACCSから『輸出貨物登録情報』が配信されます。

これを受け、海貨業・通関業は、パッキングリスト(以下「P/L」といいます。)の余白部分に、必ず、当該貨物の「輸出管理番号」及び「S/I番号」を記載して、貨物の搬入先保税蔵置場へ送付することとします。

なお、将来においては、「P/L」を送付することなく、次期Sea-NACCSにより通知される『輸出貨物登録情報』(貨物の搬入確認に必要な情報は網羅されていると考えます。)のみで保税蔵置場において貨物の搬入を確認することが可能であると考えるところから、当該情報の利活用について検討していくことが必要であると考えます。

- ④ 輸出者(荷主)が、自社倉庫又は物流センターから保税蔵置場に向けて貨物を出荷する際には、「送り状」の余白部分に、当該貨物の「S/I番号」、「ブックニング番号」を記載する必要があります。このため、関係する各利用者が輸出者(荷主)へ協力を要請することとします。
- ⑤ 保税蔵置場は、貨物と「送り状」が到着した段階において、社内システムにより「貨物受付」を行います。これにより自社システムにおいて「入庫管理番号」が付番されます。保税蔵置場は、「P/L」及び「送り状」に基づき貨物の対査・確認を行い、「入庫報告書」を作成します。その際、「入庫報告書」の余白部分に当該貨物の「輸出管理番号」を必ず

記載し、海貨業・通関業へ送付します。なお、余白部分に「輸出管理番号」を記載することにより、保税蔵置場における貨物管理キー番号である「入庫管理番号」と次期Sea-NACCSにおける貨物管理キー番号である「輸出管理番号」とのリンケージを図ることができます。

- ⑥ 海貨業・通関業は、保税蔵置場から受領した「入庫報告書」の内容と「ECR」業務で登録した輸出貨物情報を対査し、内容が合致している場合には、「ECR11」で輸出貨物情報を呼び出し、「ECR」業務の訂正により「入庫管理番号」欄に、「入庫報告書」に記載されている「入庫管理番号」を登録します。これにより、次期Sea-NACCSから、『輸出貨物訂正情報』が入力者及び保税蔵置場へ配信され、双方が輸出貨物情報の内容を確認することができ、自社システムにおいて次期Sea-NACCSにおける輸出貨物情報を取り込み利活用することができることとなります。

また、「ECR」業務により登録された輸出貨物情報が、入庫報告書と相違（個数、重量、容積等の相違を含みます。）している場合には、「ECR11」業務で輸出貨物情報を呼び出し、「ECR」業務の訂正により、輸出貨物情報（個数、重量、容積等の訂正を含みます。）の内容を訂正します。これにより、次期Sea-NACCSから、『輸出貨物訂正情報』が海貨業・通関業及び保税蔵置場へ配信されます。

なお、次期Sea-NACCSにおいては、輸出貨物情報の訂正が行われても「輸出管理番号」は変更されません。

- ⑦⑧ 保税蔵置場は、次期Sea-NACCSより配信される『輸出貨物訂正情報』と入庫報告書を対査し、相違がなければ、速やかに次期Sea-NACCSへ「搬入確認登録（BIC）」業務により搬入確認登録を行います。

- ⑨ 通関業は、「輸出申告（EDC）」業務により輸出申告を行います。輸出が許可となった段階において、次期Sea-NACCSから、貨物を蔵置している保税蔵置場に対し『許可・承認貨物（輸出）情報』が配信されます。

保税蔵置場は、「輸出管理番号」単位の許可貨物情報を自社システムに取り込むことにより、「入庫管理番号」単位でのバンニング（搬出）作業指示等が可能となります。

- ⑩ 保税蔵置場におけるバンニング作業において、現行Sea-NACCSにおいては、コンテナ番号が決まっていなければ「バンニング情報登録（VAN、VAE）」業務を行うことができませんが、次期Sea-NACCSにおいては、バンニング作業を行う前に、バンニングプランに基づき、「バンニング予定情報（VAP、VPE）」業務により、予め、

バンニング予定情報を登録しておき、「VAN、VAE」業務では、コンテナ番号、シール番号等の数項目を入力することによりバンニング情報登録が簡単に行えるようになります。

なお、次期Sea-NACCSにおいては、バンニング予定情報登録の際にはコンテナ番号が判明していない場合がほとんどであるため、バンニング情報登録の際に、予め登録されているバンニング予定情報を呼び出すためのキーとして、「仮コンテナ番号」を自動的に払い出します。

また、次期Sea-NACCSにおいては、バンニング予定情報が登録された場合、『バンニング予定情報』が、バンニング予定保税蔵置場へ配信されます。

- ⑪ 保税蔵置場は、バンニングプランに基づき、貨物をバンニングした場合、バンニングした旨を「VAN、VAE」業務により登録します。

これにより、輸出管理番号とコンテナ番号の関連付けが行われ、次期Sea-NACCSより『コンテナ通知情報』が搬入先であるCY及びブッキング船会社へ配信されるとともに、保税蔵置場における搬出確認が併せて行われます。

バンニング情報登録は、輸出許可済貨物でなければ行うことができません（特定輸出申告の一部を除きます。）。したがって、「コンテナ通知情報」は、コンテナに収納されている全ての貨物が輸出許可済貨物であることを示します。バンニング情報登録を必須としていることから、「コンテナ通知情報」が必ず配信されますので、CY搬入時の「輸出許可書(写)」の提出は不要となります。

- ⑫ CYは、コンテナがコンテナヤードへ搬入された場合は、次期Sea-NACCSへ「CY搬入確認登録（CYA）」業務により搬入を確認した旨を登録します。
- ⑬ CYは、本船へ貨物を船積みする場合、次期Sea-NACCSへ「船積完了登録（CLR）」業務により船積みするコンテナ番号を登録します。

(4) CY等に対する輸出許可書、D/R、CLPのペーパーによる提出の廃止

次期Sea-NACCSでは、輸出において、輸出貨物情報登録及びバンニング情報登録を必須としています。これにより、輸出貨物情報とコンテナ貨物の関連付けが確実に行われることとなります。

また、「船積確認事項登録（ACL）」業務により、D/R情報に加えCLP情報も作成で

きることとなっており、「ACL」業務においては、次期Sea-NACCSに登録される輸出貨物情報、バンニング予定情報及びバンニング情報等を利用し、ほぼ自動的にD/R情報及びCLP情報が作成される仕組みとなっています。

更に、バンニング情報登録は、輸出許可済貨物（特定輸出申告の一部を除きます。）でなければ登録することができないようになっており、バンニング情報登録を必須とすることにより、CYは、船積情報登録（CLR）の段階において輸出貨物が許可済となっていることを確実に確認することができます。

次期Sea-NACCSにおける以上のような改善により、D/R及びCLPの情報化は飛躍的に向上するものと考えられ、CYにおける情報とペーパーの混在が解消するものと考ええます。

したがって、次期Sea-NACCSにおける業務を利用者それぞれが川上から川下へ適時、適切に行うことを前提として、CY等に対する輸出許可書、D/R、CLPのペーパーによる提出は一切行わないこととします。

次期Sea-NACCSの主な変更点(輸出)

輸出者(荷主)

- 船積指図書(S/I)情報のシステム化(荷主⇒海貨業等)
- I/V、P/L情報のシステム化(荷主⇒通関業等)
- 輸出許可情報の入手
- D/R情報の入手
- 貨物情報照会の利用

通関業

- 貨物情報を前提とした輸出通関の確立
貨物情報のない輸出申告は不可
- 輸出申告データフォーマット(入力項目)の海空共通化
入力項目を簡素化、海空の同時開発によるコスト削減
- 輸出申告業務の統合
各種の輸出申告業務を原則として輸出申告業務(EDC)に集約化、輸出通関業務数は約半減
- I/V、P/L情報の利用
I/V、P/L情報を活用した輸出申告業務が可能

海貨業

- 輸出貨物情報登録の必須化(入力者:海貨業、混載業、通関業)
- バンニング情報予定登録業務の新設
バンニングプラン(CLP)に基づきバンニング予定情報を登録(CLPの情報化、ペーパーレス化)⇒保税蔵置場のバンニング情報登録を簡素化
- 船積確認事項登録業務(D/R・CLP作成業務)の改善
D/R・CLP情報を作成する等の業務であり、輸出貨物情報登録の必須化、バンニング情報登録の必須化等によりD/R等情報の自動作成が可能、D/R等の情報化率の向上を推進

- 次期NACCSは一連の物流情報を管理(港湾における情報化の推進)
- 参加者を拡大(輸出入者(荷主)、海貨業、混載業)
- 原則参加を前提として次期NACCSを開発

船会社・船舶代理店

- D/R等の情報化の推進
D/R・CLPの情報化率の向上を推進
- 輸出者へD/R情報を提供

保税蔵置場

- バンニング情報登録の必須化
バンニング情報登録は、輸出貨物情報とコンテナ番号をリンク付けする重要な業務であり必須化
- バンニング情報登録業務の簡素化
バンニング情報予定登録業務等により登録された情報を活用⇒入力業務の簡素化(コンテナ番号、シール番号等のみ入力)

混載業(NVOCC)

- 混載貨物の船積確認登録業務の改善
混載貨物のハウスB/L情報の作成、ハウスB/L情報とD/R情報(マスターB/L情報)のリンク付け(情報仕立)を新設、Co-Loadにも対応、輸出混載貨物の情報化を推進

CY

- CY参加を前提としてシステム開発
CYは輸出業務の最終段階において重要な業務を実施していることから、CYの参加を前提として開発
- 積コンテナ情報登録業務の見直し
積コンテナ情報登録業務を船積完了登録業務に統合し業務を簡素化

次期Sea-NACCSの主な変更点(輸入)

船会社・船舶代理店

- 積荷目録情報の原則電子化(入港前報告義務化)
- 乗組員(旅客)指名表提出の原則電子化(入港前報告義務化)
- 入出港関連業務の完全シングルウィンドウ化

入港前手続のシングルウィンドウ化を実現、これにより入港前、入港時、出港時の3段階におけるシングルウィンドウ化を実現

海貨業

- 輸入指図書(I/I)情報の入手

保税蔵置場

- 混載貨物の搬入確認の見直し

混載貨物情報が搬入確認情報登録前に登録された場合は、マスターB/Lでの一括搬入確認が可能

- 保税運送の到着確認の見直し

不参加保税蔵置場に貨物が保税運送された場合は、税関における到着確認業務が行われなければ、システムで後続の輸入申告等を行うことは不可

CY

- CY参加を前提としたシステム開発

CYは輸入業務の上流において重要な業務を実施していることから、CYの参加を前提として開発

- 卸コンテナ情報登録業務の見直し

卸コンテナ情報登録業務を船卸確認登録業務に統合し業務を簡素化

混載業(NVOCC)

- 混載貨物情報の登録推進

貨物情報を前提とした通関を確立するため、混載貨物情報の登録を推進

- 混載貨物の仮陸揚届のシステム化

混載貨物の仮陸揚届及び船積確認処理をシステム化

通関業

- 貨物情報を前提とした輸入通関の確立

貨物情報のない輸入申告は不可

- 輸入申告データフォーマット(入力項目)の海空共通化

入力項目を簡素化、海空の同時開発によるコスト削減

- 輸入申告業務の統合

各種の輸入申告業務を原則として輸入申告業務(IDC)に集約化、輸入通関業務数は約半減

- 「YYY」申告の廃止

入力された貨物情報を全て断ち切って輸入申告を行う「YYY」申告(暫定措置)を廃止

- I/V、P/L情報の利用

I/V、P/L情報を活用した輸出申告業務が可能

- オンライン口座振替の導入検討

納税者等の一般口座からのオンライン口座振替の導入を検討

- 収納関連機能の海空統合

●次期NACCSは一連の物流情報を管理(港湾における情報化の推進)

●参加者を拡大(輸出入者(荷主)、海貨業、混載業)

●原則参加を前提として次期NACCSを開発

輸入者(荷主)

- 輸入指示書(I/I)情報のシステム化(荷主⇒海貨業等)

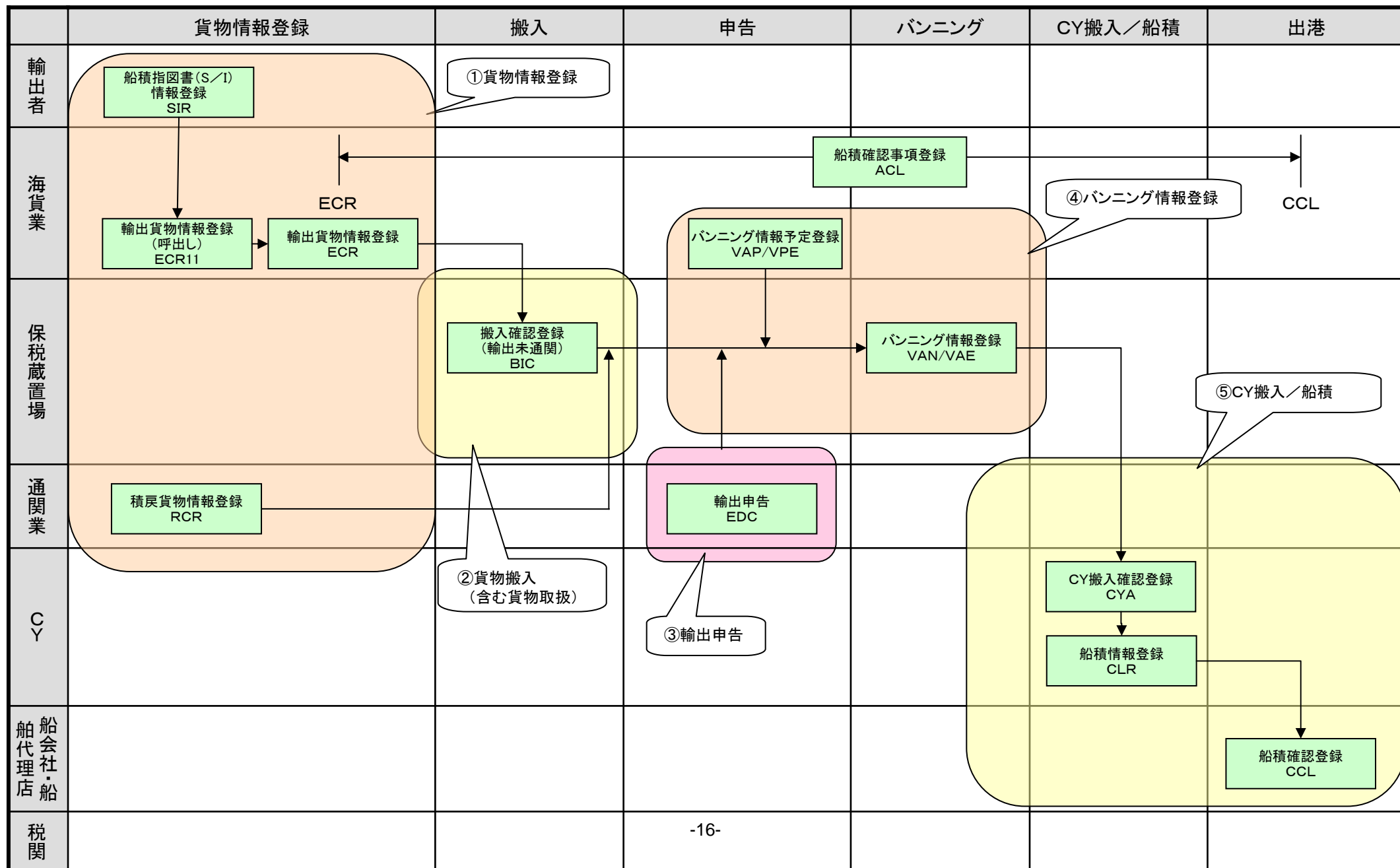
- I/V、P/L情報のシステム化(荷主⇒通関業等)

- 輸入許可情報の入手

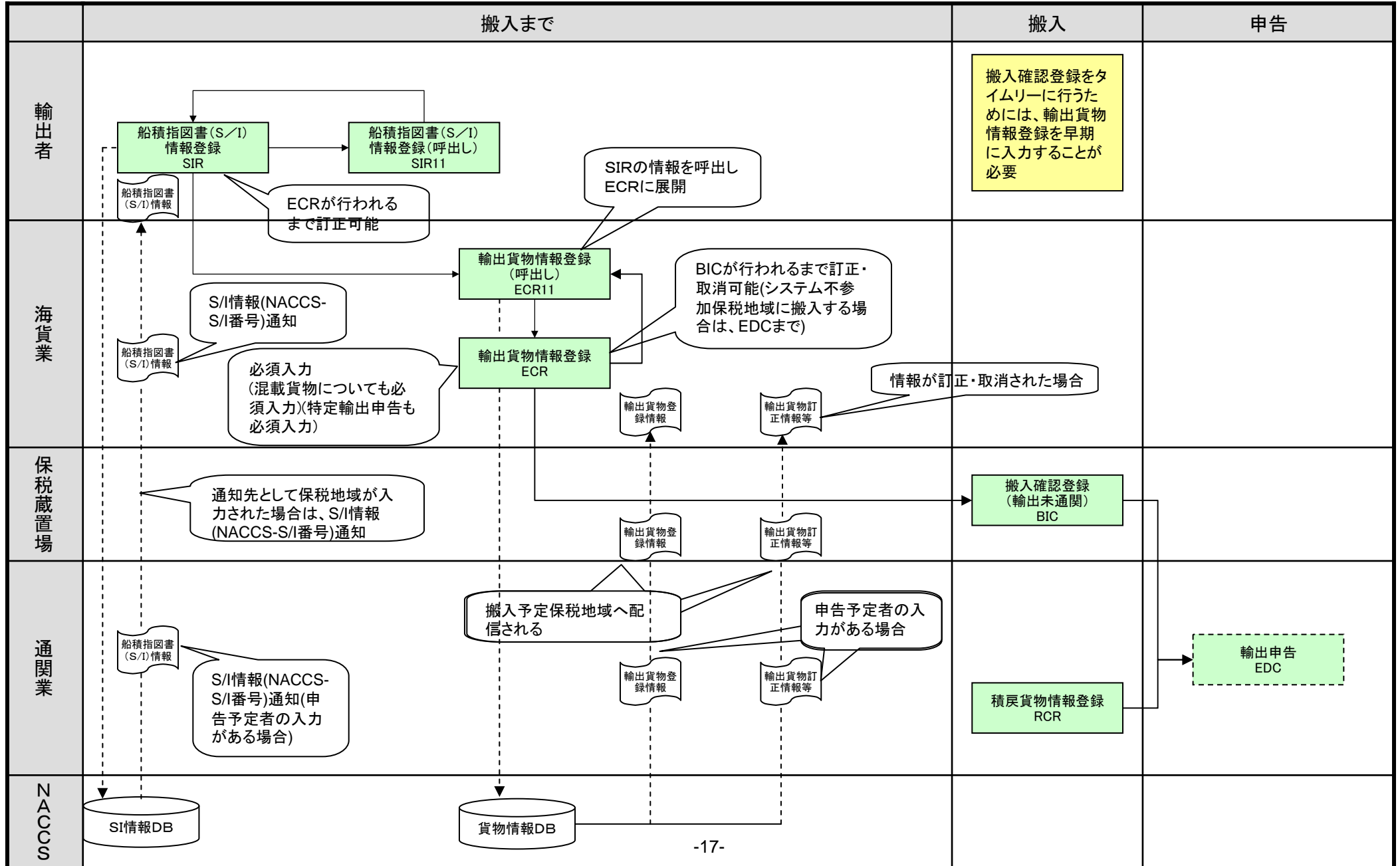
- 貨物情報照会の利用

次期Sea-NACCS業務フロー
(コンテナ貨物)
輸出業務フロー

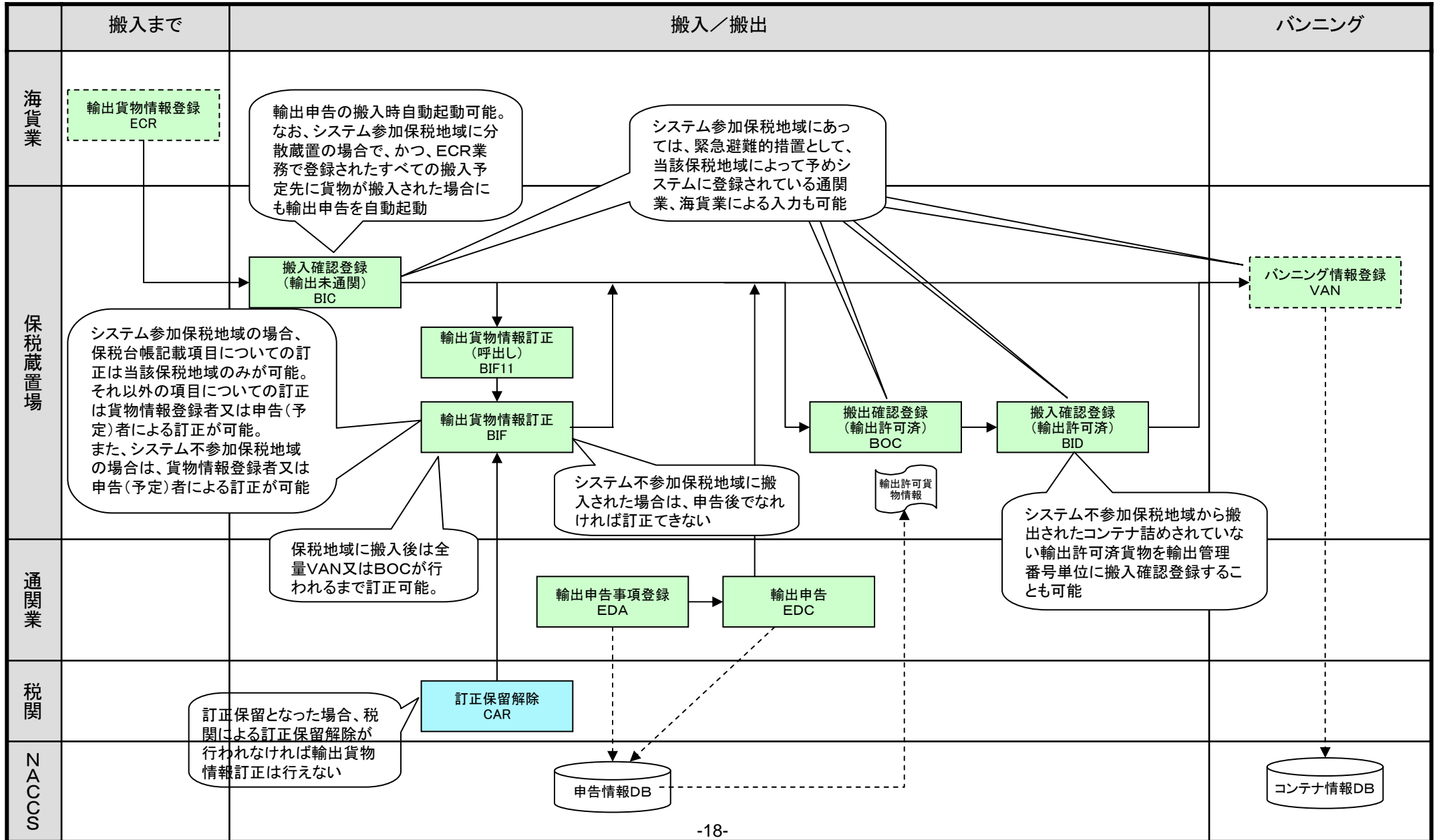
1. 詳細業務フロー(概要)



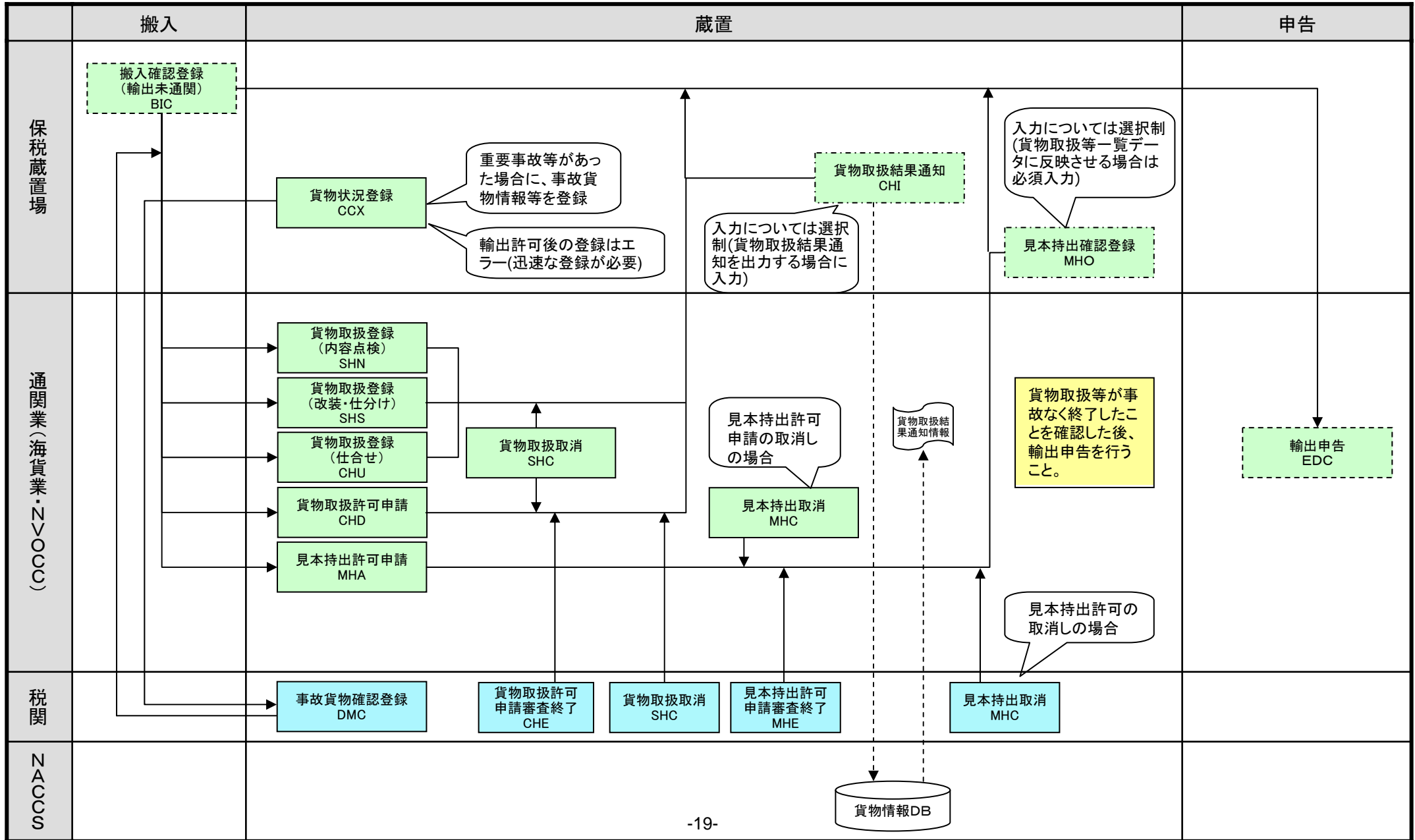
2. 詳細業務フロー(貨物情報登録)



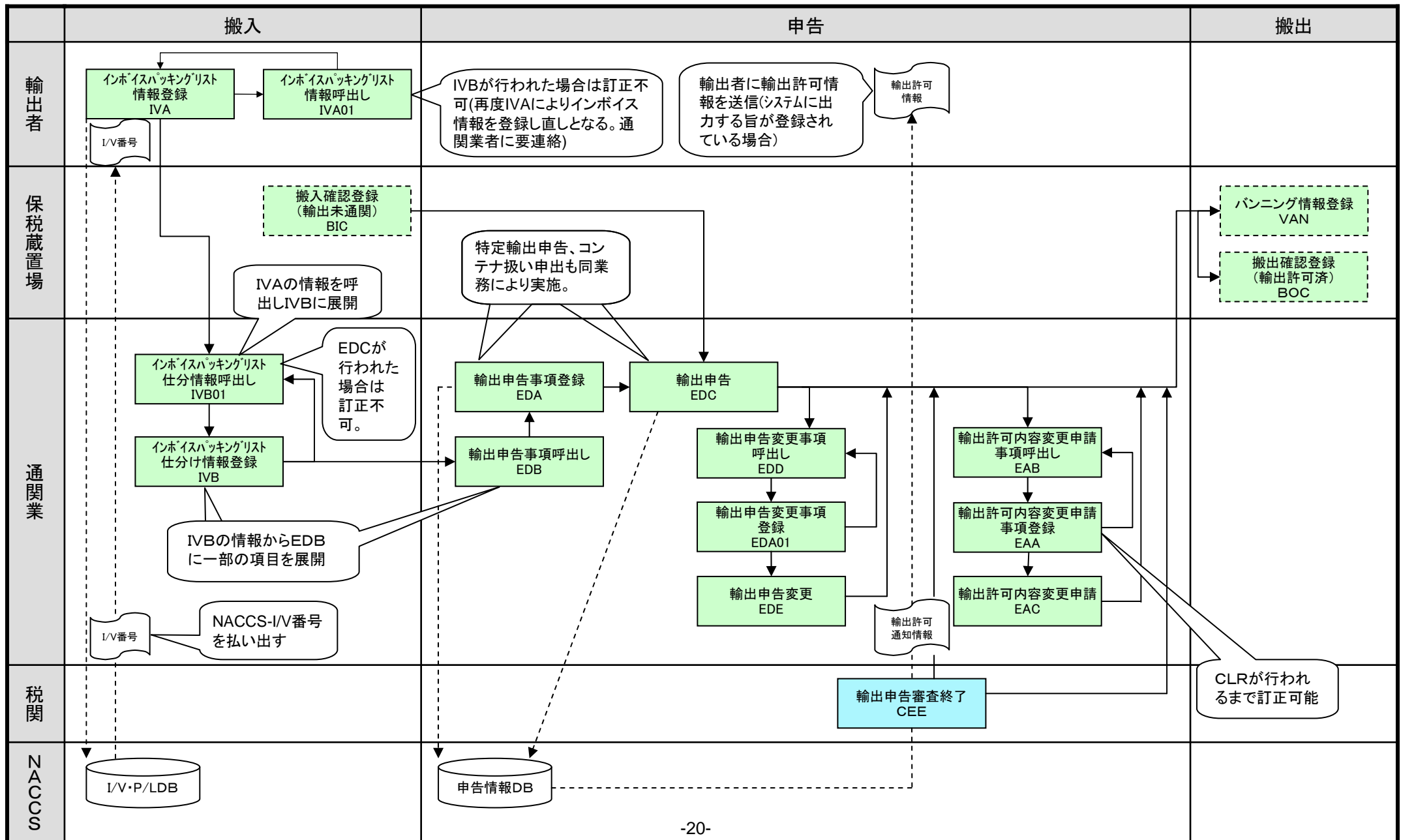
3. 詳細業務フロー(搬出入確認登録)



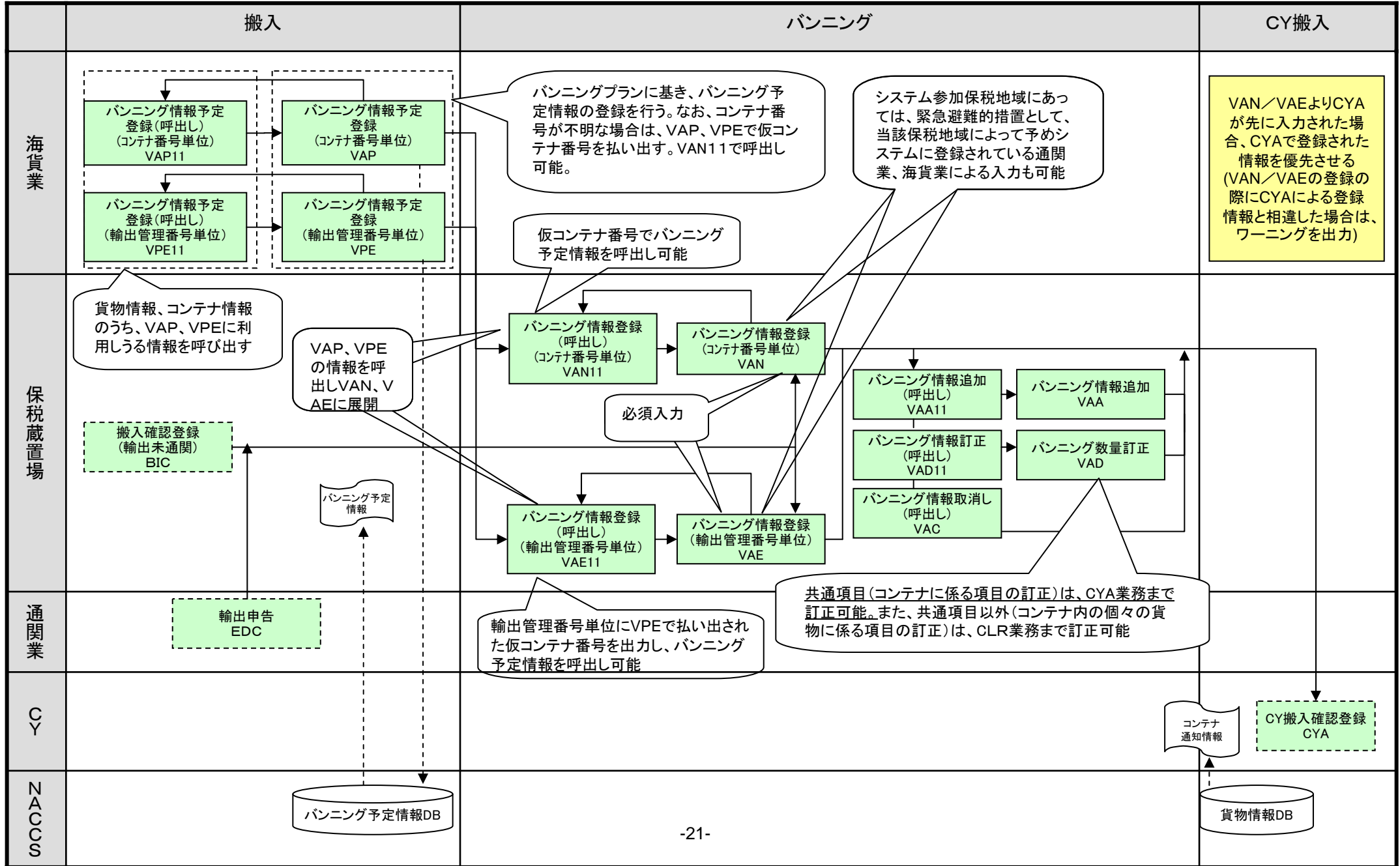
4. 詳細業務フロー(貨物管理)



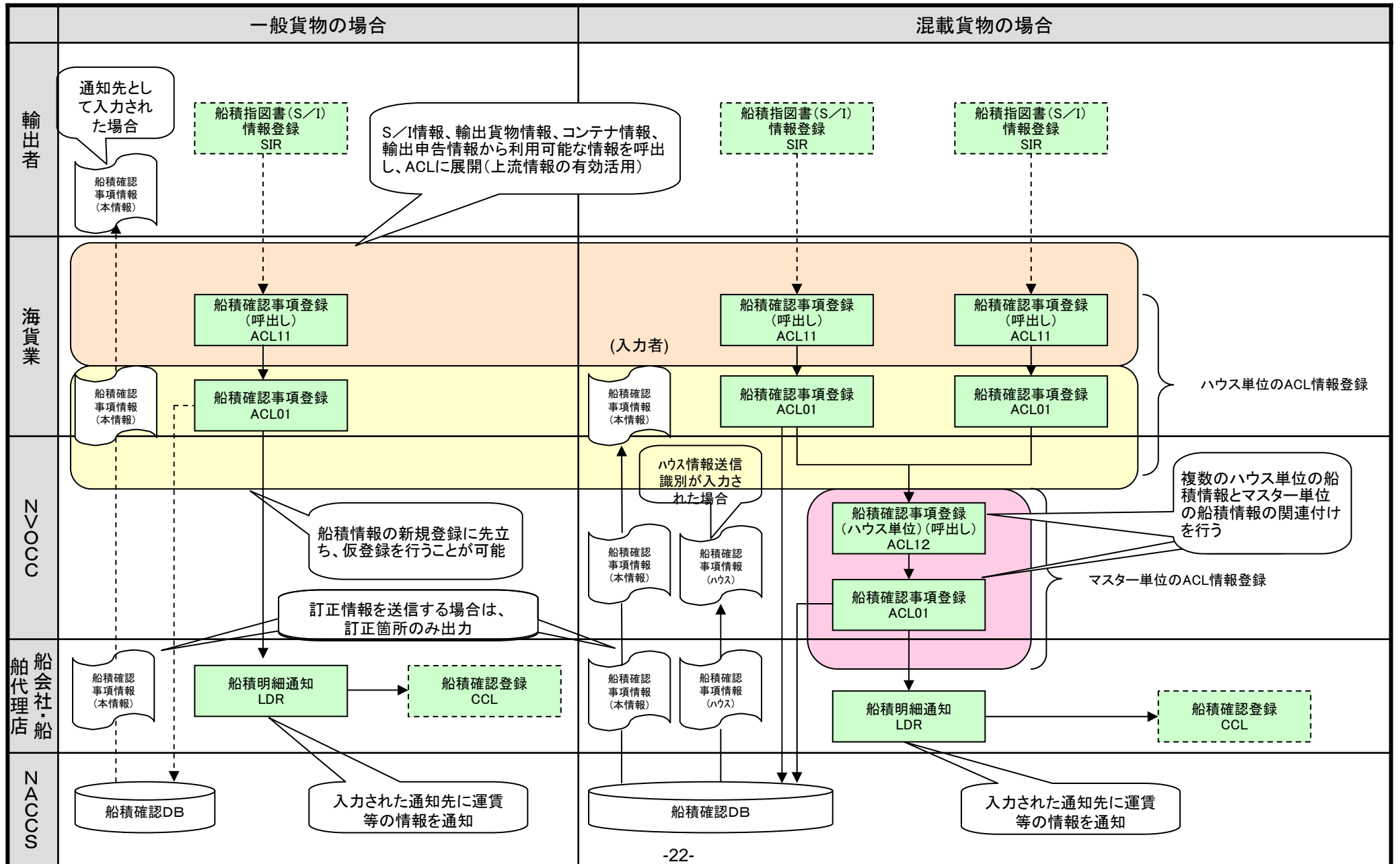
5. 詳細業務フロー(輸出申告)



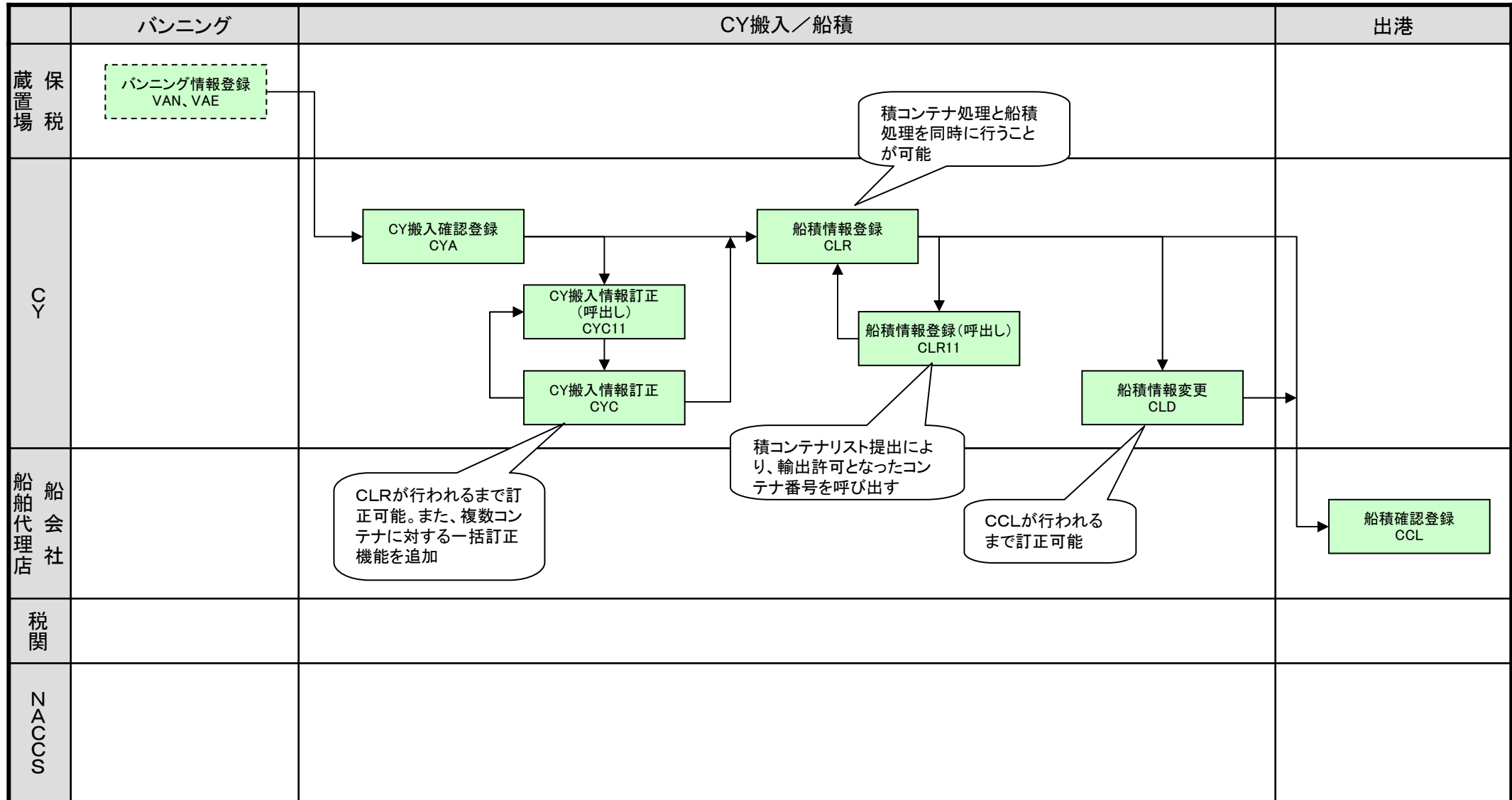
6. 詳細業務フロー(バンニング情報登録)



7. 詳細業務フロー(船積確認事項登録)



8. 詳細業務フロー（CY搬入・船積）



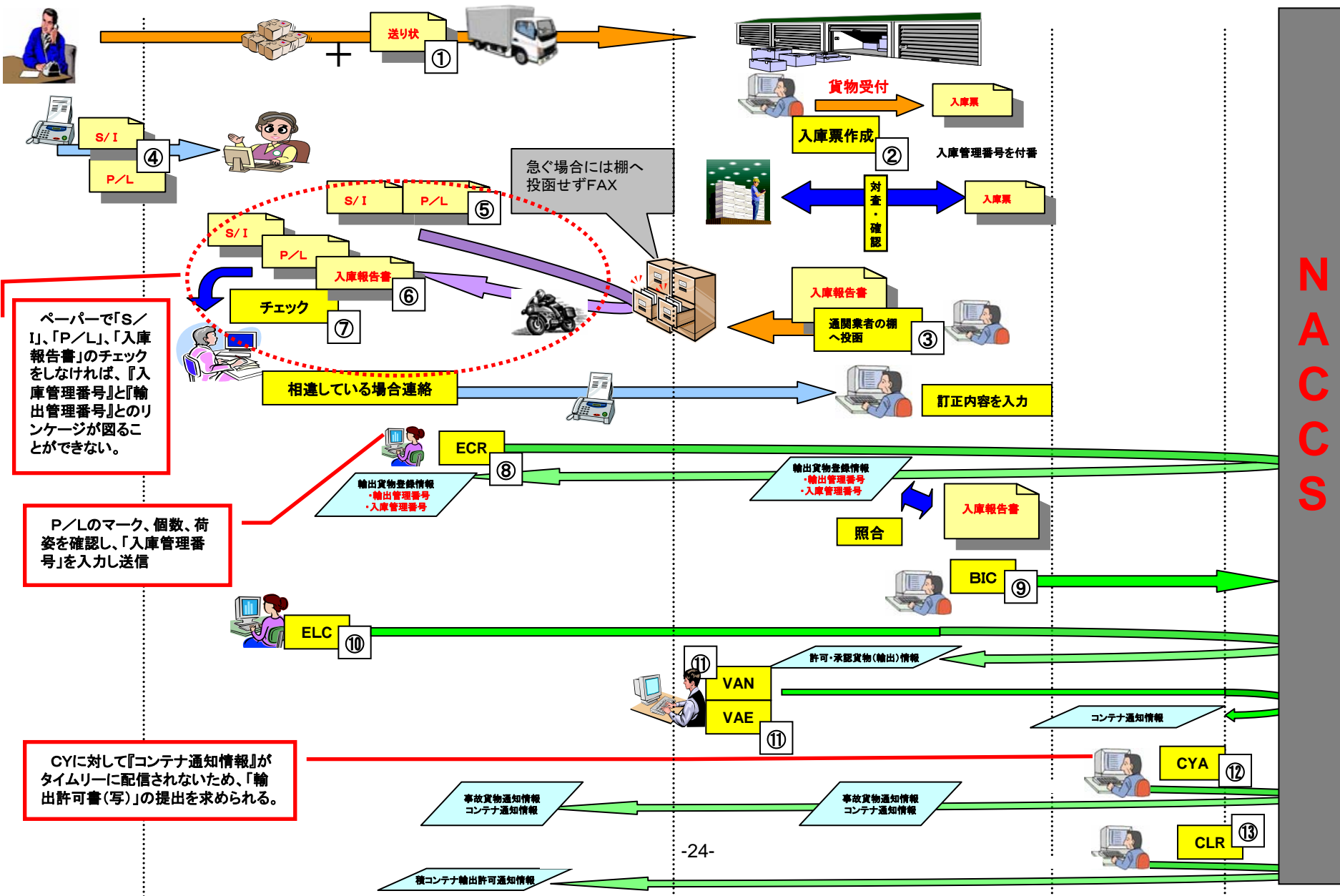
荷主

海貨・通関

保税蔵置場

CY

NACCS



ペーパーで「S/I」、「P/L」、「入庫報告書」のチェックをしなければ、『入庫管理番号』と『輸出管理番号』とのリンケージが図ることができない。

P/Lのマーク、個数、荷姿を確認し、「入庫管理番号」を入力し送信

CYに対して『コンテナ通知情報』がタイムリーに配信されないため、「輸出許可書(写)」の提出を求められる。

急ぐ場合には棚へ投函せずFAX

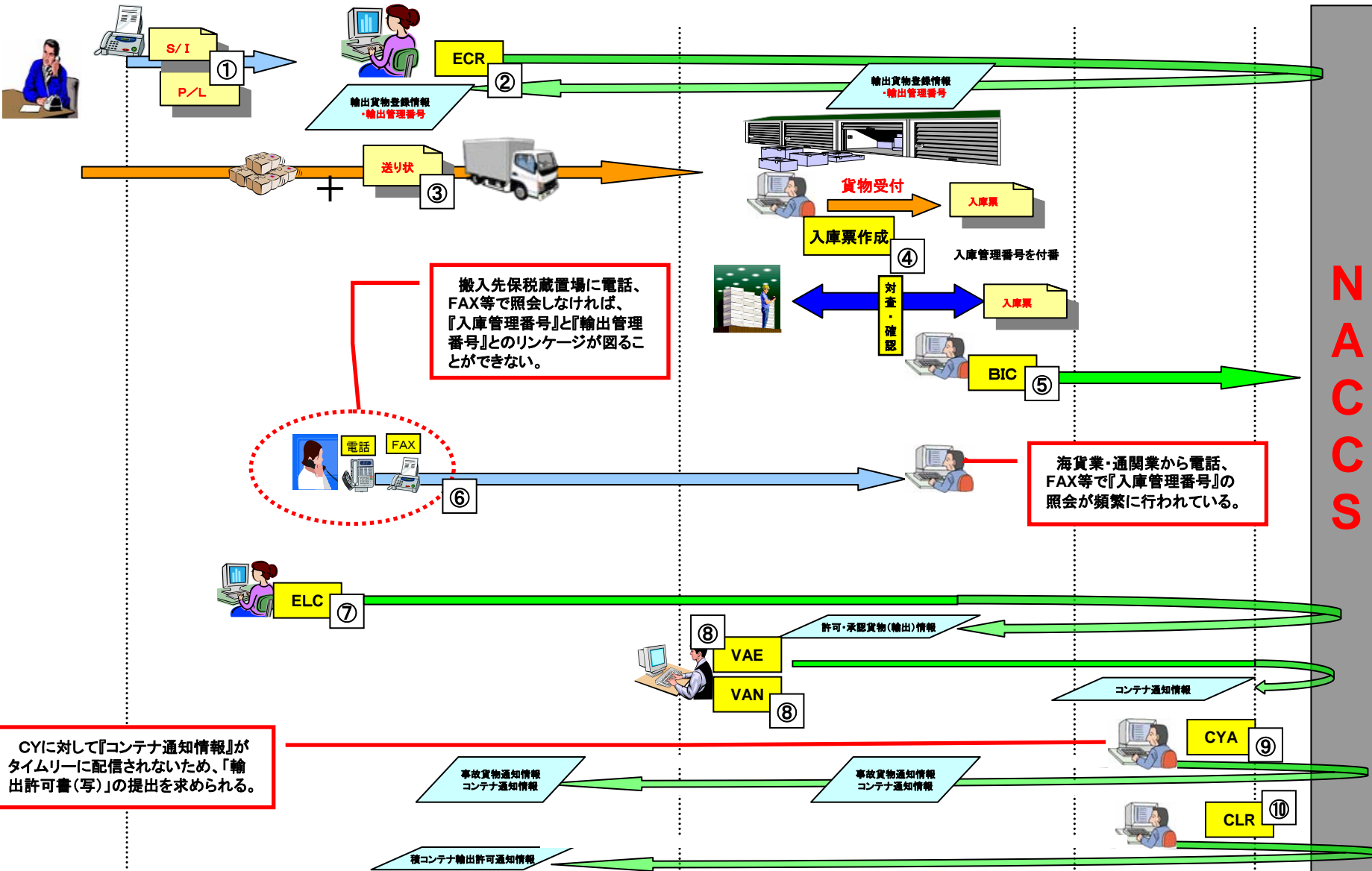
相連している場合連絡

荷主

海貨・通関

保税蔵置場

CY



NACCS

別紙5

現行 Sea-NACCS におけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデルの説明

関係者からヒアリングした現行 Sea-NACCS における輸出コンテナ貨物に係る業務フローをモデル事例としたものです。

〔業務フローモデル1〕（別紙3の説明）

- ① 荷主は、自社倉庫又は物流センターから保税蔵置場へ、貨物に「送り状」を付けて出荷します。
- ② 保税蔵置場は、貨物と「送り状」が到着すると、社内システムにより「貨物受付」を行います。これにより「入庫管理番号」が付番され、社内システムより「入庫票」が出力されます。
- ③ 保税蔵置場は、「入庫報告書」を作成します。
- ④ 海貨業・通関業は、FAX等により荷主から「S/I」と「P/L」を入手します。
- ⑤～⑥ 海貨業・通関業は、受領した「S/I」と「P/L」を保税蔵置場へ送付（電話連絡、FAX、バイク便等）します。通常、バイク便を利用されていることが多いようです。
保税蔵置場は、「S/I」と「P/L」と「入庫報告書」をアタッチして海貨業・通関業への連絡用箱に投函します。通常、バイク便によりこれを回収されているようです。
なお、急ぐ貨物の場合には、「S/I」と「P/L」と「入庫報告書」をアタッチして海貨業・通関業への連絡用箱に投函することなく、通関業へFAX送信されているようです。
- ⑦ 海貨業・通関業は、バイク便等を利用して回収した「S/I」、「P/L」、「入庫報告書」をチェックし、訂正を要する場合には、保税蔵置場へ電話連絡、FAX等により訂正を依頼し、これを受け保税蔵置場は、訂正内容を社内システムへ入力します。
海貨業・通関業は、バイク便等を利用して回収した「S/I」、「P/L」、「入庫報告書」のチェックをしなければ、「入庫管理番号」と「輸出管理番号」とのリンケージを図ることができません。
- ⑧ 海貨業・通関業は、現行 Sea-NACCS へ「ECR業務」により輸出貨物情報を登録します。これにより貨物の搬入先である保税蔵置場に対して、現行 Sea-NACCS から

「輸出貨物登録情報」が配信されます。

- ⑨ 保税蔵置場は、現行Sea-NACCSで受信した「輸出貨物登録情報」を基に、現行Sea-NACCSへ「BIC」業務により搬入確認登録を行います。
- ⑩ 通関業は、保税蔵置場による搬入確認登録を受け、現行Sea-NACCSへ「ELC」業務等により輸出申告を行います。
- ⑪ 保税蔵置場は、バンニングプランに基づき、貨物をバンニングした場合に、コンテナ単位に登録する場合には「VAN」業務、輸出管理番号単位で登録する場合には、「VAE」業務により、バンニング情報を登録します。

これにより、輸出管理番号とコンテナ番号の関連付けが行われ、現行Sea-NACCSより『コンテナ通知情報』が搬入先であるCY及びブッキング船会社へ配信されるとともに、バンニング場所がシステム参加保税地域の場合は、本業務により搬出確認も併せて行われます。

- ⑫ CYは、コンテナをコンテナヤードへ搬入する場合には、現行Sea-NACCSへ「CYA」業務により搬入確認情報を登録します。

CYに対して『コンテナ通知情報』がタイムリーに配信されていないため、「輸出許可書(写)」の提出を求められると聞いております。

- ⑬ CYは、本船へ貨物を船積みする場合は、現行Sea-NACCSへ「CLR」業務により船積みするコンテナ番号を登録します。

【業務フローモデル2】（別紙4の説明）

- ① 海貨業・通関業は、FAX等により荷主から「S/I」と「P/L」を入手します。
- ② 海貨業は、受領した「S/I」に基づき、現行Sea-NACCSへ「ECR」業務により、輸出貨物情報を登録します。これにより、貨物の搬入先である保税蔵置場に対して、現行Sea-NACCSから「輸出貨物登録情報」が配信されます。
- ③ 荷主は、自社倉庫又は物流センターから保税蔵置場へ、貨物に「送り状」を付けて出荷します。
- ④ 保税蔵置場は、貨物と「送り状」が到着すると、社内システムにより「貨物受付」を行います。これにより「入庫管理番号」が付番され、社内システムより「入庫票」が出力されます。
- ⑤ 保税蔵置場は、「入庫票」の内容と現行Sea-NACCSから配信された「輸出貨物登録情報」を対査・確認し、現行Sea-NACCSへ「BIC」業務により搬入確認情報を登録します。
- ⑥ 海貨業・通関業は、貨物の搬入先である保税蔵置場へ電話、FAX等で照会しなければ、「入庫管理番号」と「輸出管理番号」とのリンケージを図ることができません。
また、保税蔵置場は、海貨業・通関業から電話、FAX等で搬入した貨物について「入庫管理番号」の照会が頻繁に行われています。
- ⑦～⑩については、前述の「現行NACCSにおけるコンテナ貨物（輸出）の業務フローモデル1の⑩～⑬と同様です。

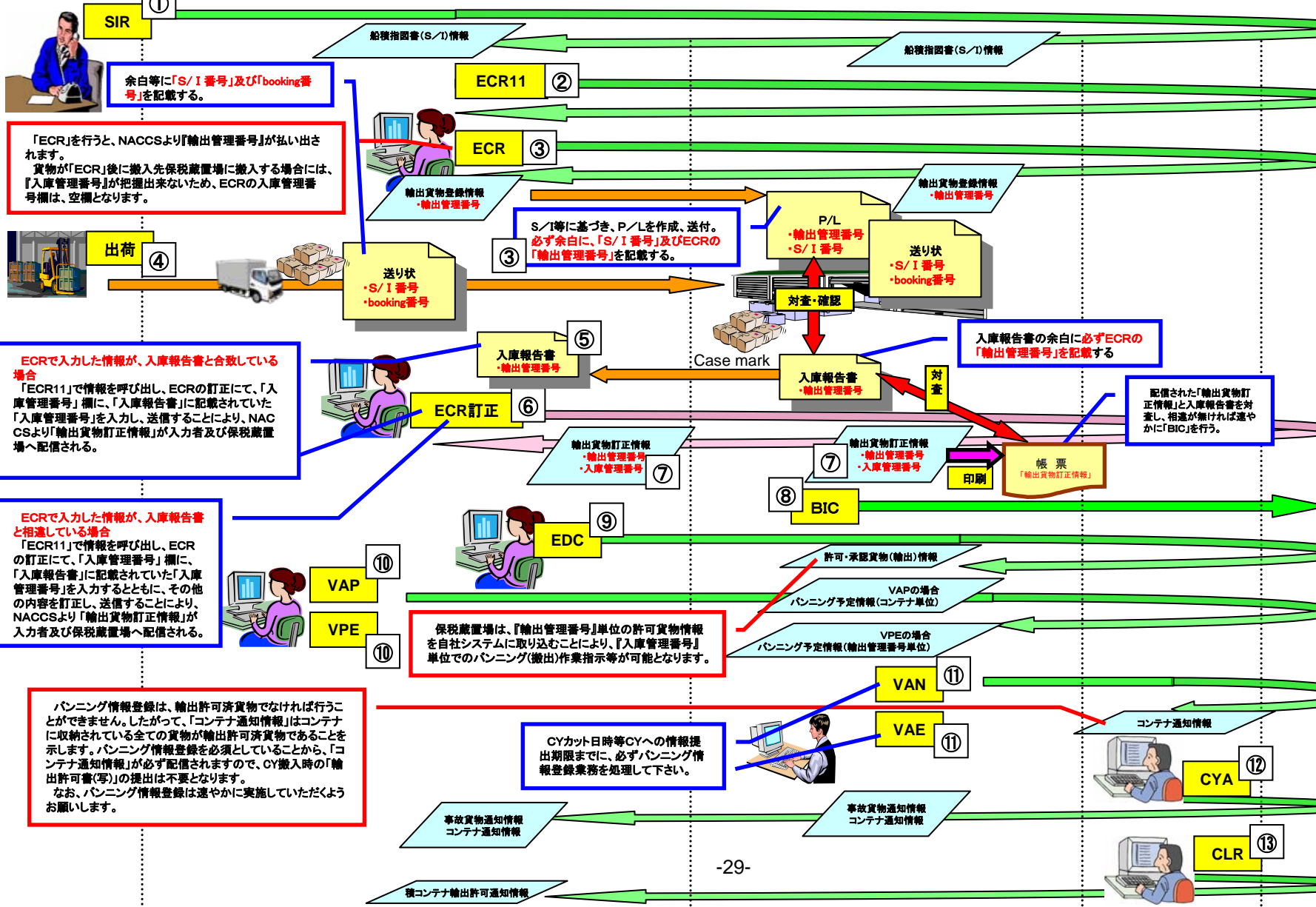
荷主

海貨・通関

保税蔵置場

CY

NACCS



① SIR

余白等に「S/I番号」及び「booking番号」を記載する。

「ECR」を行うと、NACCSより「輸出管理番号」が払い出されます。
 貨物が「ECR」後に搬入先保税蔵置場に搬入する場合には、「入庫管理番号」が把握出来ないため、ECRの入庫管理番号欄は、空欄となります。

④ 出荷

送り状
・S/I番号
・booking番号

ECRで入力した情報が、入庫報告書と合致している場合
 「ECR11」で情報を呼び出し、ECRの訂正にて、「入庫報告書」欄に、「入庫管理番号」を入力し、「入庫報告書」に記載されていた「入庫管理番号」を入力し、送信することにより、NACCSより「輸出貨物訂正情報」が入力者及び保税蔵置場へ配信される。

ECRで入力した情報が、入庫報告書と相違している場合
 「ECR11」で情報を呼び出し、ECRの訂正にて、「入庫管理番号」欄に、「入庫報告書」に記載されていた「入庫管理番号」を入力するとともに、その他の内容を訂正し、送信することにより、NACCSより「輸出貨物訂正情報」が入力者及び保税蔵置場へ配信される。

バンニング情報登録は、輸出許可済貨物でなければ行うことができません。したがって、「コンテナ通知情報」はコンテナに収納されている全ての貨物が輸出許可済貨物であることを示します。バンニング情報登録を必須としていることから、「コンテナ通知情報」が必ず配信されますので、CY搬入時の「輸出許可書(写)」の提出は不要となります。
 なお、バンニング情報登録は速やかに実施していただくようお願いいたします。

船積指図書(S/I)情報

② ECR11

③ ECR

輸出貨物登録情報
・輸出管理番号

S/I等に基づき、P/Lを作成、送付。
 必ず余白に、「S/I番号」及びECRの「輸出管理番号」を記載する。

P/L
・輸出管理番号
・S/I番号

送り状
・S/I番号
・booking番号

対査・確認

入庫報告書
・輸出管理番号

入庫報告書
・輸出管理番号

対査

配信された「輸出貨物訂正情報」と入庫報告書を対象し、相違が無ければ速やかに「BIC」を行う。

⑤ 入庫報告書
・輸出管理番号

⑥ ECR訂正

輸出貨物訂正情報
・輸出管理番号
・入庫管理番号

⑦ 輸出貨物訂正情報
・輸出管理番号
・入庫管理番号

⑧ BIC

帳票
「輸出貨物訂正情報」

⑨ EDC

⑩ VAP

⑩ VPE

保税蔵置場は、「輸出管理番号」単位の許可貨物情報を自社システムに取り込むことにより、「入庫管理番号」単位のバンニング(搬出)作業指示等が可能となります。

⑪ VAN

⑪ VAE

CYカット日時等CYへの情報提出期限までに、必ずバンニング情報登録業務を処理して下さい。

⑪ VAN

⑪ VAE

コンテナ通知情報

⑫ CYA

事故貨物通知情報
コンテナ通知情報

事故貨物通知情報
コンテナ通知情報

⑬ CLR

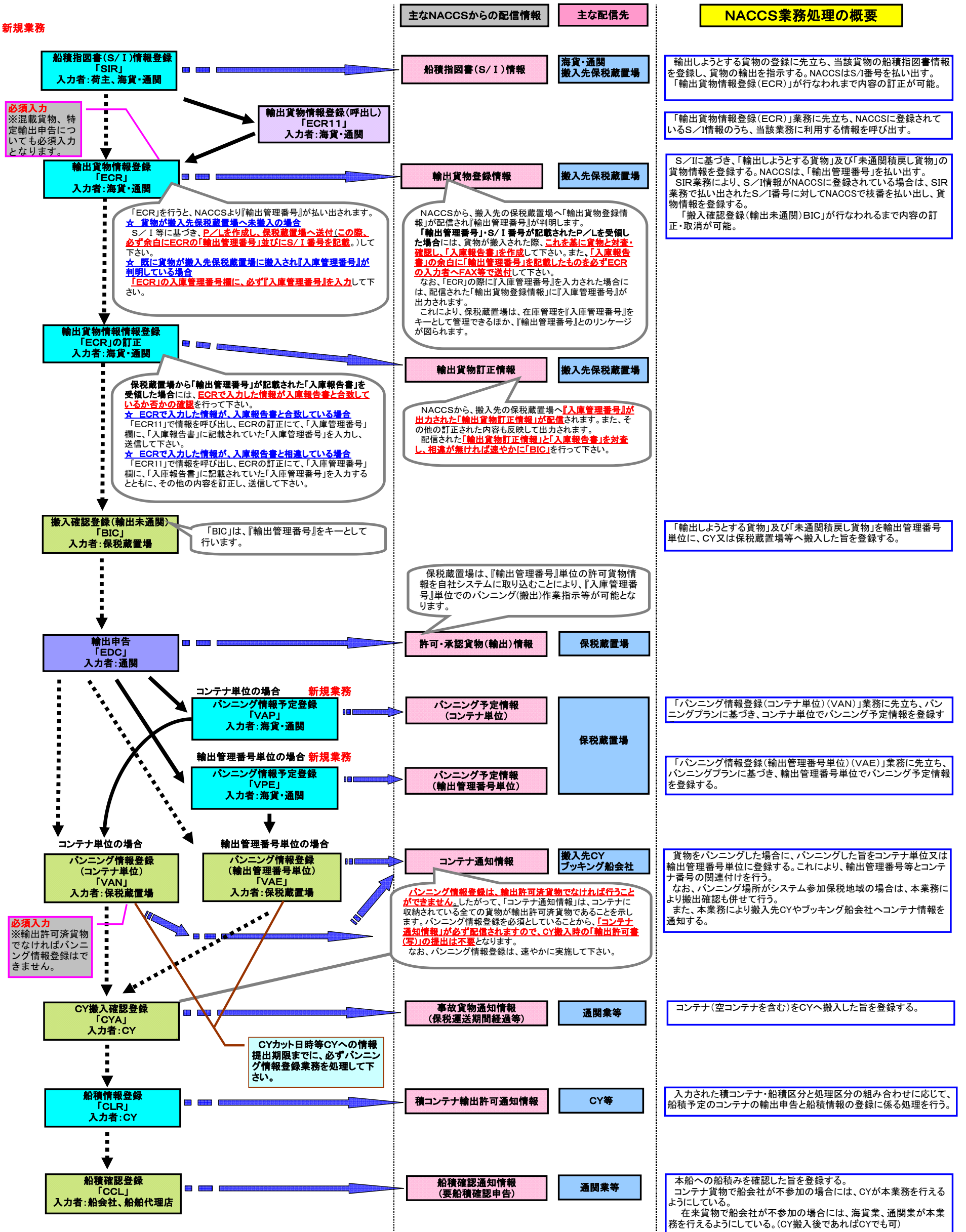
積コンテナ輸出許可通知情報

次期Sea-NACCSにおけるコンテナ貨物(輸出)の業務フロー改善案

※ 本資料は、「次期海上NACCS業務フロー(コンテナ貨物)」に基づき、NACCS業務によりどのように情報が配信されるかを示し、これらを活用することによって効率的な業務処理を実現し、ペーパーレスを推進していくための方策を示したものです。

なお、保税蔵置場においては『入庫管理番号』が管理番号となっており、通関業務等においてはNACCSにより払い出される『輸出管理番号』が管理番号となっていることから、社内システムを構築される際には、『入庫管理番号』と『輸出管理番号』がリンケージを取れるようシステム構築を行うことが必要となります。

新規業務



別紙8 次期Sea-NACCSに係るQ & A

Q & A (全国編) について

整理番号	区分	業 務	質問事項	回 答
1	輸出	輸出貨物情報の訂正	搬入予定情報でECR(輸出貨物情報登録)を行い、登録情報と搬入貨物の内容が相違する場合は、ECRを行った者が情報の訂正、または取消し後再登録を行い保税蔵置場で再度搬入確認登録を行っている。ECRによって登録した貨物情報について、登録情報と搬入貨物の内容が相違する場合は搬入先の保税蔵置場で訂正を行い、ECRを行った者に訂正情報を通知するようにすることはできないか。	次期Sea-NACCSにおいては、輸出貨物情報登録業務(ECR)により登録した情報の訂正は、訂正情報の正誤を登録者が確認する必要があるとの観点から、登録を行った海貨業、通関業が訂正を行うこととなっています。 なお、搬入個数については、搬入先保税地域による搬入確認登録(輸出未通関)が優先されます。
2	輸出	輸出貨物情報登録(ECR)①	現状、S/I(船積指図書)ではアクチャルなシッパー等が不明な場合もあり、詳細な最終仕向地等の情報が記載されているI/V(インボイス)、P/L(パッキングリスト)が揃った段階で、通関業がECR「輸出貨物情報登録」で輸出貨物情報を登録している。次期Sea-NACCSにおいては、S/I情報が利用出来ることであるが、どのような流れで業務を行うべきなのか。	次期Sea-NACCSにおいては、海上貨物に係る物流情報を実際の物流に沿ってトータルで管理することをコンセプトとしております。このため、保税地域における搬入確認登録を行うタイミングもありますので、輸出貨物情報は可能な限り早い段階で登録していただきたい。したがって、荷主からS/I情報が通知された場合は、速やかに輸出貨物情報登録業務(ECR)を行っていただきたい。 現行Sea-NACCSにおいては、通関のための輸出貨物情報登録との考えが定着していると考えられますが、次期Sea-NACCSにおいては、利用者が物流に沿って、業務の前後を考慮し、適時・適切に情報を登録することが必要となりますので、この点を十分踏まえた業務処理をお願いします。
3	輸出	輸出管理情報登録(ECR)②	現状、ECR(輸出貨物情報登録)を行う場合は、事前に保税蔵置場に電話で貨物の搬入を確認(個数、マーク等)してから行っている。これはマーク訂正等が発生した場合、どちらが訂正するのかケースバイケースとなるため、訂正が発生しないように行うためである。次期Sea-NACCSにおいてはECRの入力をどのように行うべきなのか。また訂正等が発生した場合にどのように対処すればよいのか。	次期Sea-NACCSにおいては、保税地域における搬入確認登録を行うタイミングもありますので、輸出貨物情報は可能な限り早い段階で登録していただきたい。 また、輸出貨物情報の訂正は、保税地域における搬入確認登録が行われた場合は、保税台帳の自主記帳対象項目については当該保税地域のみが訂正可能となっており、それ以外の項目は登録者等が訂正することが可能となっています。 マークにつきましては、搬入確認登録後であれば、自主記帳対象項目ですので、搬入先の保税地域において訂正することとなります。なお、搬入確認登録前であれば、輸出貨物情報登録を行った者が訂正することとなります。

別紙8 次期Sea-NACCSに係るQ & A

Q & A (全国編) について

整理番号	区分	業 務	質問事項	回 答
4	輸出	船積確認事項登録(ACL)	ACL「船積確認事項登録」業務を、①VAN「バンニング情報登録(コンテナ単位)」業務が終了した後に 行う場合と、②VAN業務が終了する前に行う場合の 相違点を教えてほしい。	次期Sea-NACCSにおけるACL業務においては、VAN業務終了後にACL業務を行う場合は、ほぼ自動的に登録を行うことが可能となっています。一方、VAN業務終了前に行う場合には、バンニング場所の保税地域にコンテナ番号、シール番号等を問い合わせ、これらの情報を登録する必要があります。
5	輸出	船積確認事項登録(ACL)の 記号、番号	同じ荷主の同一貨物に付けられる記号、番号は、殆ど の場合類似しており、過去に作成した記号、番号を 編集することにより、入力工数を省略化が図られ、業 務効率が向上します。記号、番号をACL業務上で データとして送信した方が効率が良いが、ACL業務 の記号番号欄に入力した記号、番号がアタッチシート として紙媒体に出力された際、入力者の意図した記 号、番号と異なったものが印字されることがあり、別 途FAXでアタッチシートとして情報を送付するよう求 められます。 現行Sea-NACCSのACL01の記号番号欄は35 桁×4行(140桁)ですが、この記号番号欄の行数を越 えた記号、番号がある場合には、『船積確認事項登 録(ACL)業務』手順書の30ページにある「船積確認 事項登録(ACL03)入力注意事項」の「注2)記号番 号」の「(2)記号番号が15行以上になる場合」の入 力例のとおり運用を徹底して頂きたい。	「ACL01:」の記号番号欄の桁数140桁(35桁×4行)及びACL03の記 号番号欄の桁数525桁(35桁×15行)を越える記号、番号がある場合に は、基本的には現行Sea-NACCSの「ACL02:記号番号情報登録業 務」を利用して入力の上送信されていることと思います。 しかしながら、桁数が多い、自社システムを利用して入力した場合に おいて、入力の際に「スペース」、「改行」をした関係で、情報の受信側 で紙媒体に出力された際に入力者の意図した記号、番号と異なったも のが印字されることがある等の理由から、別途FAXでアタッチシートと して情報を送付されている現状である旨聞いております。 基本的には、関係業界のご協力により作成した『船積確認事項登録 (ACL)業務手順書』に記載された運用を徹底して頂きたいと思ひます。
6	輸入	保税台帳情報上の荷受人の 取扱	NACCSから出力される保税台帳情報の項目に「荷 受人」がある。「荷受人」は法定記載事項ではないと 認識している。NVOCC扱いの貨物(混載貨物)にあっ ては、マスターB/L上「荷受人」がNVOCCとなっており、当該情報により保税台帳情報が出力されている。 混載貨物にあつては、NVC(混載貨物情報登録)に よつてハウスB/L情報が登録されるが、保税台帳情 報上の「荷受人」はハウスB/L上の輸入者に変更する必 要はないのか。	次期Sea-NACCSで出力される保税台帳としての管理資料におい ては、NVC(混載貨物情報登録)が行われることによりハウスB/L単位 で出力されるため、NVCで登録されたハウスB/L上の荷受人が出力さ れます。したがつて、マスターB/Lとは別に管理されますので、荷受人に ついでハウスB/Lの荷受人(輸入者)に変更する必要は生じません。

別紙8 次期Sea-NACCSに係るQ & A

Q & A (全国編) について

整理番号	区分	業 務	質問事項	回 答
7	輸入	検査指定票の取扱	<p>コンテナ検査(大型X線検査等)の場合、出力される検査指定票(「検査指定情報(輸入)」倉主用・運搬用)を事前にCYへ持っていき、搬出印を押印してもらう取扱となっている。次期Sea-NACCSにおいても同様の取扱となるのか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、検査指定情報、搬出確認情報それぞれを情報管理し、検査場において検査指定票と検査対象コンテナの確認を行えることから、CYにおける検査指定票への搬出印は必要ありません。なお、CY以外に蔵置されるバラ貨物に関する取扱いにつきましては、次期Sea-NACCSにおいても現行と同様の取扱いとなります。</p> <p>「別紙9 輸入申告中のコンテナ検査貨物の流れ」を参照</p>
8	輸入	混載貨物情報の登録	<p>次期Sea-NACCSにおいては、NVOCCが混載貨物情報を登録し、保税蔵置場等へ情報を事前に通知することは可能となるのか。 また、その場合、保税蔵置場等が搬入確認を行う際に貨物情報の訂正、削除、追加を行うことは可能なのか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、NVOCCが、混載貨物情報を登録することができるようになっており、登録された混載貨物情報については、搬入先保税地域に通知されます。</p> <p>また、登録された混載貨物情報の訂正等は、訂正情報の正誤を登録者が確認する必要があるとの観点から、登録者が行うこととなっています。したがって、NVOCCが混載貨物情報を登録した場合は、登録したNVOCCが訂正等を行うこととなります。これにつきましては、搬入先保税地域でも訂正を行い得ることとするを、利用実態を踏まえ、今後検討していくこととしたい。</p> <p>なお、混載貨物情報の登録は、現行Sea-NACCS同様、次期Sea-NACCSにおいても搬入先保税地域にて行えます。</p>
9	輸入	到着確認登録(PID)の登録タイミング	<p>到着確認登録(PID)を行うタイミングは具体的にいつなのか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおける仕様書上の入力タイミングは、「DMF後PKK・PKIまで」となっています。</p> <p>なお、PID業務は、到着即時申告の起動タイミングとなっていますので、それを考慮した入力をお願いします。</p>

別紙8 次期Sea-NACCSに係るQ & A

Q & A (京浜地区編) について

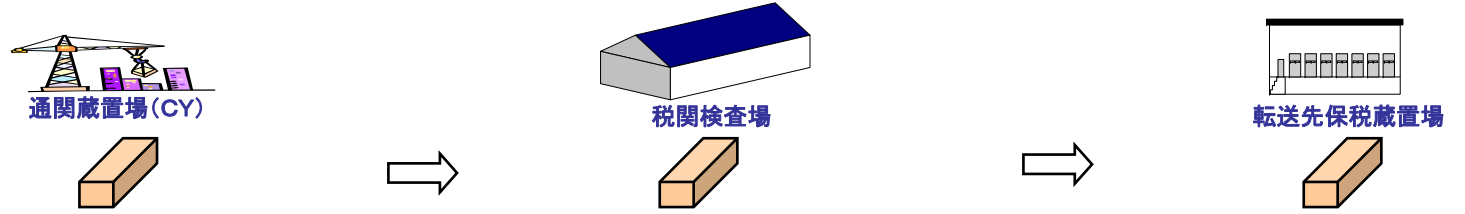
整理番号	区分	業 務	質問事項	回 答
1	輸出	CY等への輸出許可書の提出	<p>輸出コンテナをCYへ搬入する場合、輸出許可書を提出しなければならないCYと、コンテナ番号等をFAXにより通知しなければならないCYがある。また、CFSへ輸出許可済貨物を搬入する場合は、輸出許可書を2部提出しなければならない。</p> <p>次期Sea-NACCSにおいては、CY等への搬入に必要な情報は、NACCSからCY等へ通知されることから、輸出許可書等の提出を不要としペーパーレス化を図るべきではないか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、バンニング情報登録(輸出許可された貨物についてバンニング情報登録が可能)を必須としており、CY搬入時における輸出許可書の提出は不要とすべきと考えます。</p> <p>また、CFSへの輸出許可済貨物の搬入時においても、NACCS参加保税地域からの搬入であれば、輸出許可書の提出は不要とすべきと考えます。なお、NACCS不参加保税地域の次期Sea-NACCSへの参加促進を積極的に行っていきます。</p>
2	輸出	ドックレシート(D/R、船積確認事項情報)の提出	<p>船会社(船舶代理店)又はNVOCCへD/Rを提出する場合、①NACCS(ACL業務)等による情報での送信、②ペーパーでのCYへの提出、③FAXでの送信の3形態が存在している。次期Sea-NACCSにおいては、NACCSでの処理に統一すべきではないか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、輸出貨物情報登録及びバンニング情報登録を必須としていることから、D/R情報等を作成するためのACL業務が利用し易くなり、システムに登録されている情報を利用し、ほぼ自動的にD/R及びCLP情報を作成することができるようになります。</p> <p>また、混載貨物に係るD/R等の情報作成も、ハウス情報とマスター情報の関連付けを含め、利用し易くなります。</p> <p>これにより、次期システム稼働後においては、D/R及びCLPのペーパーレス化が急速に進展することが見込まれます。また、D/R情報等をNACCSフォーマットに統一することにより、海貨業等の社内システムでの管理が簡素化され、効率的な情報管理が可能となります。</p> <p>今後とも、情報の受信者である船会社・船舶代理店、NVOCCを含め、参加促進を積極的に行っていきます。</p>
3	輸出	CFSへの輸出貨物の搬入	<p>CFSへ搬入された輸出貨物については、CFSへ電話で搬入を確認し、EGR(輸出貨物情報登録)を行っているが、CFSによっては、EGRによって出力される輸出貨物登録情報のハードコピーをFAXするように求められる。このような取扱は廃止すべきではないか。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、海上貨物に係る物流情報を実際の物流に沿ってトータルで管理することをコンセプトとしており、このため輸出貨物情報登録を必須としております。したがって、輸出貨物情報は可能な限り早い段階で登録していただき、登録後においては、貨物情報照会業務(ICG)により照会していただくことを励行して下さい。</p> <p>また、輸出にあっては、NACCSから払い出される輸出管理番号単位での照会となり、輸出貨物情報登録の際に登録された搬入先保税地域、通関予定者等に対してはNACCSから自動的に輸出管理番号が通知されますので、この情報を活用して下さい。</p>

別紙8 次期Sea-NACCSに係るQ & A

Q & A (京浜地区編) について

整理番号	区分	業 務	質問事項	回 答
4	輸出	輸出管理番号と入庫番号の 関連付け	<p>保税蔵置場における貨物管理は、搬入時に付与する入庫番号により行っている。ECR(輸出貨物情報登録)によってNACCSにより付与される輸出管理番号との関連付けをどのように行えばよいのか。</p> <p>現状においては、海貨会社名、ブッキング番号、搬入日を記載したP/Lを事前に保税蔵置場に通知し、P/Lで貨物の特定をしている。一方、NACCSに対しては、通関業が搬入を確認した後にECRで貨物情報を登録する際に入庫番号も登録している。これにより、保税蔵置場において入庫番号と輸出管理番号の関連付けが分かる取扱を行っている。</p>	<p>次期Sea-NACCSにおいては、保税地域における搬入確認登録を適時、適切に行っていただく必要があります。このため、輸出貨物情報は可能な限り早い段階で登録していただく必要があります。</p> <p>したがって、事例においては、必要事項を記載したP/Lを保税地域に提出する前に、まず輸出貨物情報登録を行っていただき輸出管理番号を取得し、当該番号をP/Lに記載していただくことが必要と考えます。</p> <p>また、保税地域においては、搬入確認の際に入庫番号と輸出管理番号を関連付け、自社システムに登録することが必要であると考えます。なお、輸出貨物情報登録が行われた場合は搬入先保税地域に輸出管理番号がNACCSから通知されますので、入庫番号が輸出管理番号より前に付番された場合は、輸出管理番号と入庫番号との関連付けを行うことが必要と考えます。</p>

輸入申告中のコンテナ検査貨物の流れ



税関が輸入申告貨物の検査指定



通関業が検査貨物の搬出手続



CYが検査貨物(コンテナ)を搬出



・到着時税関が目視により検査指定票(運送用)と検査貨物(コンテナ)を確認し、検査を実施
・通関業は検査立会い後、検査貨物の転送先を手配



保税蔵置場が検査貨物(コンテナ)を搬入

現行

(登録者:税関)

輸入申告審査区分変更(CEC) 入力項目
・コンテナ番号他

・検査指定票を通関業及びCYに出力

(登録者:CY)

CY搬出確認登録(CYO) 入力項目
・コンテナ番号
・搬出区分「K(検査用)」他
・搬出事績を保税台帳に記帳

(作成者:税関)

検査指定票(書面)
・税関が転送先を追記する

(作成者:保税蔵置場)

入庫伝票(書面)
・手作業により搬入確認

輸入許可書はCYへ出力されるため、許可書写しで搬出(貨物情報の蔵置場所はCYとなっているため)

次期

(登録者:税関)

審査区分変更・検査(運送)指定(CKO) 入力項目
・コンテナ番号
・検査場所(税関官署)他

・検査指定票を通関業に出力、CYも出力可能

(登録者:CY)

CY搬出確認登録(CYO) 入力項目
・コンテナ番号
・検査場所(税関官署)
・搬出区分「K(検査用)」他
・搬出事績を保税台帳に記帳

(登録者:税関)

審査区分変更・検査(運送)指定(CKO) 入力項目
・転送先の保税地域他
・CY及び転送先の保税蔵置場へ運送予定情報を出力

(登録者:保税蔵置場)

搬入確認登録(BIA 又は CYA) 入力項目
・輸入申告番号
・搬入確認単位識別「E(検査用)」他
・システム登録により搬入確認

・輸入申告の蔵置場所変更を行う
・輸入許可書は保税蔵置場へ出力される